

- 2 福祉保健局長は、前項の調査において、その使用方法が不適切と認めたときは、借受者に対し改善を勧告するものとする。勧告により、改善がみられない場合は、貸付契約を解除するものとする。
- 3 福祉保健局長は、報告期限を定めて、借受者に借受都有地等使用状況報告書（別記第4号様式）を提出させるものとする。
- 4 福祉保健局長は、財務局長から求めがあった場合は、第1項の調査を行い、財務局長に報告するものとする。

（貸付けの開始時期）

第15条 この要綱による貸付契約に基づく貸付けは、令和9年3月31日までに開始するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1-1（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
相談支援	障害者総合支援法第5条第16項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表1-2（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第5項
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第6項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表1-3（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第5項
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第6項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表2（第8条関係）

都有地等利用事業者選定審査会委員構成

1	福祉保健局障害者施策推進部長
2	福祉保健局総務部企画政策課長
3	福祉保健局総務部計理課長
4	福祉保健局総務部契約管財課長
5	福祉保健局障害者施策推進部計画課長
6	福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長
7	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長
8	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課長
9	その他、福祉保健局長が必要と認めた者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）の 貸付対象事業者について

	18福保障計第1342号
	平成19年3月23日
改正	20福保障計第1247号
	平成21年3月25日
改正	25福保障計第768号
	平成25年9月4日
改正	25福保障計第1418号
	平成26年2月26日
改正	26福保障計第1080号
	平成26年11月21日
改正	28福保障計第1883号
	平成29年3月21日
改正	29福保障施第4101号
	平成30年4月1日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第4条に規定する貸付対象者は、以下に定める民間事業者とする。

1 共同生活援助事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

2 日中活動系サービス事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

3 児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を行う事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人

- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

4 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害） に関する利用事業者審査基準

18福保障計第1342号
平成19年3月23日
改正 20福保障計第1247号
平成21年3月25日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第8条第2項に規定する利用事業者の審査基準は次のとおりとする。

（1）組織運営に関する事項

- 1-1 それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われると認められること。
- 1-2 当該事業の事業内容について、理解と熱意を十分に有していること。
- 1-3 指導検査等において、過去に問題点がないか、あるいは過去に指摘された問題点が十分に改善されていること。

（2）財政運営に関する事項

- 2-1 施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されていること。
- 2-2 法人としての財政状況及び収支状況が健全であること。

（3）事業運営に関すること

- 3-1 当該事業を実施するにあたって必要な事業者指定等を受ける見込みがあること。
- 3-2 当該事業の経験のある社会福祉法人、医療法人等との連携を図ることができ、必要に応じてその支援を得られること。
- 3-3 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

（4）事業計画に関すること

- 4-1 当該土地に当該施設の建設が可能であり、建築確認の見通しが確実であること。
- 4-2 計画にあたって当該区市町村の理解が得られていること。
- 4-3 当該建物は、当該施設に改修が可能であること（建物を改修して利用する場合）。
- 4-4 当該事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画・収支計画が策定されており、事業開始から10年以上継続して事業を行う見込みがあること。

(5) その他

5-1 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること。

以上に定めるものの他、福祉保健局長は、個別事案に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。